

## 会 費 規 程

### 第1条（入会金）

本会規約第19条により、会員は、本会への入会にあたり、次の金額を納めるものとする。

入会金                    3000円

### 第2条（会費）

会員は、本会規約第19条により次のとおり会費を納めるものとする。

- （1）年会費                2000円
- （2）終身会費            30000円

- 2. 前項の（2）終身会費を納めた会員は、前項（1）年会費の納付を要しない。
- 3. 会員は、毎年5月末までに当該年度の年会費を納めるものとする。  
但し、「入退会等に関する細則」第6条に定める「休会会員」は同条第4項に定める期間については年会費の納入を要しない。

### 第3条（事業費）

本会規約第4条に定める事業を行う場合は、原則として、その実費を賄うに足る金額を徴収するものとし、その金額は、役員会が定める。

### 第4条（寄付金等）

本会の運営を円滑にするために、本会は、必要に応じて、会員、及び、その他の機関より、寄付金を募ることができるものとし、その金額、募集要領などについては、役員会においてこれを定める。

### 第5条（実施）

この規程は、2013年4月1日より実施する。